

必読

暮らしの法律ナビ

No.16

遺言と任意後見①

自分の介護をしている子供や子供の配偶者に財産を適切に渡したい或いは既に親等の介護をしており適切に財産を承継したい等の問題を抱えている人が増えていきます。このような問題を解決するために遺言や任意後見制度があります。

遺言は遺言者がお世話になった人等に対して感謝の気持ちや伝えたり財産を差し上げたりすることができまします。任意後見契約は自身自身の身体能力、判断能力低下等により介護生活をすることになった場合に予め世話をしたい或いは既に世話をしたいと希望する者と公正証書で契約を締結します。自分の判断能力が低下するまでの間の見守り行為及び財産管理行為も含

めて依頼し、少しでも自分らしい生活を営むために利用する制度です。

最近では相続人間の不公平をなくすために利用する例が増えています。普段は何も面倒を見ない者に限って、いざ相続が起こると強硬に相続権の主張をする場合もあるからです。

お悩みの方は司法書士、弁護士等専門家に相談下さい。

過払い金の返還請求なら

債務整理 離婚 相続 他

三田中央事務所

司法書士・土地家屋調査士 田嶋 徳之

クレサラ 無料相談 ☎079-561-2050
tajima_to-ki@nifty.com

三田市中央町4-5 三田ビル5F(市役所向かい)

<http://www.sandachuo.com>